

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○宮城県議会定例会の招集	(財政課)	一
○救急医療機関の変更	(医療整備課)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○飼料試験結果の公表(三件)	(畜産課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	五
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	六

## 告 示

○宮城県告示第九百三十九号  
平成二十八年十一月二十五日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十八年十一月十八日

○宮城県告示第九百四十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年十一月十八日

## 一 救急医療機関の名称

仙台循環器病センター

## 二 所在地

変更前	仙台市泉区本田町二十一ー一
変更後	仙台市泉区泉中央二丁目六ー十二

## ○宮城県告示第九百四十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

## 二 認可年月日

平成二十八年十一月十八日

## ○宮城県告示第九百四十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十八年七月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査  
平成28年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
朝日精麦株式会社 登米市	同左	和牛肥育前期用混合飼料	こだわり前期	H28.7	動物性たん白質	無
明治飼糧株式会社 栗原市	同左	幼舎肉用牛育成用配合飼料	明治配合飼料 TMSナッツアップS3	H28.5	動物性たん白質	無
永根物産栗川原工場 大崎市	同左	乳用牛飼育用・肉用牛肥育用混合飼料	NAパフォーミックス	H28.7	動物性たん白質	無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「飼」を付けている。

○宮城県告示第九百四十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十八年九月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査  
平成28年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
フインード・フン株式会社 宮城特品工場 栗原市	同左	鶏・豚・牛用混合飼料	スーパーバイオリックス	H28.9	動物性たん白質	無
ニツカウキスキー株式会社 仙台市	同左	牛用混合飼料	モルトフラインドG	H28.6	動物性たん白質	無
ナーリン株式会社 東北工場 大郷町	同左	ミネラル入り混合飼料	ネオ・ナーリン	H28.9	動物性たん白質	無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「飼」を付けている。

○宮城県告示第九百四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十八年十月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成28年10月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
丸山株式会社 蔵王町	同左	どうもろこし、ふすま発酵飼料	ゼロ菌	H28.9	動物性たん白質	無
株式会社富士飼料 角田TMRセンター 角田市	同左	乳牛用混合飼料	富士TMR35	H28.10	動物性たん白質	無
サッポロビール株式会社 仙台工場 名取市	同左	ビール粕飼料	セルトフナーD	H28.9	動物性たん白質	無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「飼」を付けている。

○宮城県告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう

- 三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字欠ノ上古屋敷二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三四七号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
加美郡加美町字漆沢嶽山一番二地先から 同郡同町字漆沢筒砂子一番二地先まで		前	敷地の幅員 (メートル)
		後	敷地の延長 (メートル)
		四・五 一〇一・五	九、五七七・〇
		九・〇 一〇一・五	九、五七七・〇

○宮城県告示第九百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	三四七号	加美郡加美町字漆沢嶽山一番二地先から 同郡同町字漆沢筒砂子一番二地先まで	平成二十八年 十一月十八日

○宮城県告示第九百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することが出来る。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・四〇一号松島海岸線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

松島町松島字浪打浜、同字町内、同字仙随及び同字普賢堂の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、松島町役場（企画調整課）

四 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十八年十二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 五・五・一〇〇一号松島海岸公園

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、松島町役場（企画調整課）

四 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十八年十二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百五十一号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・一一五号新浜町杉の下線

二 縦覧場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年十一月十八日

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

松島町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称 松島町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

昭和三十九年宮城県告示第百八十七号、昭和六十三年宮城県告示第百七十七号、平成三年宮城県告示第七十六号、平成九年宮城県告示第二百六十号、平成十一年宮城県告示第三百九十四号、平成十八年宮城県告示第三百二十九号、平成二十五年宮城県告示第二百二十七号、平成二十七年宮城県告示第百四十五号及び平成二十七年宮城県告示第一千五十五号の事業に松島町磯崎字長田を加える。

1 取用の部分

昭和三十九年宮城県告示第百八十七号、昭和六十三年宮城県告示第百七十七号、平成三年宮城県告示第七十六号、平成九年宮城県告示第二百六十号、平成十一年宮城県告示第三百九十四号、平成十八年宮城県告示第三百二十九号、平成二十五年宮城県告示第二百二十七号、平成二十七年宮城県告示第百四十五号及び平成二十七年宮城県告示第一千五十五号の事業に松島町磯崎字長田を加える。

2 使用の部分

変更なし

変更なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十一月十八日

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる一 名取市高館吉田字野来一番二、十一番四の一

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

部、三十二番一、三十三番四の一部、一番二地先の道の一部、田高字原六十二番二、六十三番二の一部  
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番一  
号  
ナイスホーム株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年十一月十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
岩沼市三色吉字竹倉部四十三番三、四十五番二、四十六、四十七番一、五十二番三、五十三番、五十四番二、五十五番、五十八番、五十九番、六十一番、六十四番、六十六番三、六十七番二、五十九番地先の水の一部  
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号  
株式会社みつば

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年十一月十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市大曲字堺堀百五十三番六、百九十一番三の一部  
東松島市大曲字堺堀百九十一番地一  
木村 裕幸

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 購入物品及び数量 A重油(JIS一種一号) 二百キロリットル
- 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 納入期限 平成二十九年一月十七日 午後一時
- 納入場所 宮城県石巻市 石巻新漁港内 「宮城丸」
- 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十九年三月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
  - 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とはみなす。
  - 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
  - 宮城県入札契約暴行団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

<p>(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒九八〇〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋一 電話〇二二二二二一三六二二）</p> <p>2 入札説明書の交付期限 平成二十八年十二月七日午後五時まで</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十二月七日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p>	<p>4 入札書の提出期限及び場所等</p> <p>(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合 入札の期間 平成二十八年十二月十三日午前九時から平成二十八年十二月十九日午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を提出する場合</p> <p>イ 提出期限 平成二十八年十二月十九日午後五時まで</p> <p>ロ 提出場所 1に同じ。</p> <p>ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>5 開札の日時及び場所 平成二十八年十二月二十日午前十一時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p>
--	---

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K 2205-1980) Class 1, No.1) 200 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : January 17, 2017
- 3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : December 19, 2016 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Youichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621